

《記入例》

保護者記入

新型コロナウイルス感染症報告書

新型コロナウイルスによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法に基づき、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後1日を経過するまで」と規定されています。他の生徒に感染する可能性のある期間は『出席停止』となります。登校する際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

鹿児島第一中学・高等学校長 殿

中学・**高校** **1**年 **A**組 ○番 氏名 **鹿児島 一郎**

保護者氏名 **鹿児島 一太郎**

捺印を
忘れずに

鹿児島

1. 受診医療機関名

〇〇**医院**

2. 診断日

令和 **元**年 **12**月 **12**日(**木**)

3. 下記の表に日付を記入して登校可能日を確認してください

①発症後の経過日数

	発熱した日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
日付	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	<input checked="" type="checkbox"/> 12/17

②解熱後の経過日数

	解熱した日 0日目	1日目	2日目
日付	12/13	12/14	<input checked="" type="checkbox"/> 12/15

この場合 12/17、 12/15
なので登校日は 12/17 となります

※表の のうち、日付の遅い方が登校可能日となります



登校日

令和 **元**年 **12**月 **17**日(**火**)

※ 調剤明細書（ない場合は診療明細書等、新型コロナウイルス感染症を証明できるもの）をコピーして裏面に添付してください

※ 出席停止解除後、発症が

これらが添付されない場合、受診と診断の確認ができないため、出停扱いにできません。

◆学校記入欄

出席停止期間 令和 年 月 日～ 月 日 (実質日数 日)

【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間 早見表】

出席停止期間：発症後 5 日、かつ解熱後 1 日が経過するまで

※発症した次の日を 1 日目として 5 日間は出席停止となります。

発症後 4 日目以降に解熱した場合は、解熱後 1 日間を経過するまで出席停止となるため、5 日間を越えての出席停止となります。

1 日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。

発熱期間	発症した日 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
2 日間	×	×	▲	▲	▲	▲	○		
3 日間	×	×	×	▲	▲	▲	○		
4 日間	×	×	×	×	▲	▲	○		
5 日間	×	×	×	×	×	▲	○		
						解熱後 1 日 ↔			
6 日間	×	×	×	×	×	×	▲	○	
						解熱後 1 日 ↔			

× …発熱

▲ …解熱

○ …登校可能